

令和8年度女性が働きやすい職場へのバージョンアップアドバイザー派遣企画提案に係る質問書に対する回答

NO	質問	回答
1	<p>指名企業は、5社として確定しているのか。少なかった場合、募集企業を増加する必要があるのか。</p>	<p>指名企業の支援目標数は5社で確定しておりますが、その具体的な企業については、県において調整中です。</p> <p>なお、指名企業の減少分だけ募集企業を増加させる必要はありません。</p>
2	<p>支援のプログラム内容として経営層や女性従業員に対するセミナーの実施についても想定している。この場合の講師として国家資格キャリアコンサルタントを有する者を予定している。</p> <p>派遣専門家は社会保険労務士又は中小企業診断士に限定されているが、この際この講師で代替してもよいか。</p>	<p>本件事業は企業の組織における環境整備を目的とするものであり、規則や経営に係る指導を必要とするものであることから、原則、これらの指導能力が担保されている者として、社会保険労務士又は中小企業診断士の資格を有する者の派遣を必要としています。</p> <p>なお、部分的（企業の人事担当者や従業員へ向けたキャリア形成支援等）にキャリアコンサルタントを派遣または活用することは差し支えありません。</p>
3	<p>次年度以降の派遣希望の有無を確認することとなっているが、希望した企業に対しては、次年度以降派遣が行われる可能性があるとして、企業に対して説明し確認してよいのか。</p>	<p>御質問のとおり、説明いただいて差し支えありません。</p>
4	<p>仕様書5（1）</p> <p>対象企業が「中小企業者または小規模企業者」に該当することの確認にあたり、提出を求めるべき書類の指定（例：登記事項証明書、直近決算書、従業員数が確認できる書類等）はございますでしょうか。</p>	<p>指定はありません。なお、書類の徴取による方法の他、企業がホームページ等で公表している情報により確認する方法等、受注者において御確認願います。</p>
5	<p>仕様書5（3）</p> <p>① 昨年度の支援企業からの継続企業を想定しているのか、または本年度に新規に選定する企業を含むのか、ご教示ください。</p> <p>② 指名企業に対する支援回数について、指名企業が昨年度からの継続であり、今年度の必要工数が5回に満たない場合は、企業の課題状況に応じて柔軟な回数設定が可能か、考え方をご教示ください。</p>	<p>①現在のところ、特定の企業は想定しておりませんが、今後、令和7年度からの継続、令和8年度の新規の如何に関わらず選定する予定としております。</p> <p>②支援回数について、支援先となる企業の課題状況に応じて柔軟な回数を設定いただいて差し支えありません。また、その場合、1企業あたりの支援回数が5回に満たなくとも差し支えありません。</p>

6	<p>仕様書6（1）</p> <p>継続支援を希望する企業が複数ある場合、本年度において 何社まで継続企業として受け入れる想定でしょうか。</p>	<p>令和7年度からの継続希望、令和8年度以降の継続希望のどちらについても上限は想定しておりません。継続、新規の如何に関わらず、えるぼし認定の取得を目標とする等、女性の採用や女性が活躍できる環境の整備に意欲的な企業を優先して受け入れるものとします。</p>
7	<p>仕様書6（2）</p> <p>① 総指導回数75回の達成にあたり、企業の成熟度や課題状況に応じて回数配分を調整することは可能でしょうか。（例：3回や6回など）</p> <p>② 1回あたりの標準的な所要時間の目安、ならびに対面／オンラインの実施比率についての令和7年度実績をご教示ください。</p>	<p>①可能です。</p> <p>②派遣1回あたりの標準的な所要時間は、100分程度となっています。また、令和7年度実績（1月末時点）における派遣に係る対面／オンラインの実施比率については、対面100%となっています。</p>